# **一**熊本県公報

第 1 1 0 3 7号 平成 15 年 10 月 6 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

# 目 次

	1	7	f	5																											
																													備課		1
																													興課		1
05	大規	見模	小売	き店	舗	立:	地法	まに	基	ヷ゜	く届	出	に	対	す	る	市田	打木	寸カ	NE	0	意	見·			( }	新工	政	策課	į)	2
05	大規	見模	小売	き店	舗	立:	地法	まに	基	ヷ゜	く届	出	に	対	す	る	市田	打木	寸カ	NE	0	意	見			( }	新工	政	策課	į)	2
	폱	学	載	依		頼																									
O	産業	業 廃	棄物	勿税	制	検i	討会	議	$\mathcal{O}$	開何	崔										· (産	歪業	纟廃	棄	物利	兑 伟	削検	討	会議	( }	2
0/	公方	示に	よる	5通	知																					(4	又用	委	員会	:)	3
																											5 検	討	会議	( }	3
0:	コン	ンピ	ユー	- タ	_	に	強し	搜	査	官	等矿	F修	業	務	委	託	にも	系る	3 -	一船	け競	争。	入村	1 0	)実						
ţ	施																									(誓	警 雾	<b>Z</b>	本 部	()	3
$\bigcirc$	主要	更農	産物	勿奨	励	品差	種審	查	会	0) =	会請	色の	開	催						(	主要	更農	建産	物	奨质	肋占	計種	審	查会	:)	5

# 公 告

## 熊本県公告第697号

西原村及び坂本村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査と行った 者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
西原村	平成 13 年度及び	大字河原、宮山の各一部	地籍図	平成 15 年 9 月 26 日
	平成 14 年度		地籍簿	
坂本村	平成 13 年度及び	大字深水いの一部	地籍図	平成 15 年 9 月 26 日
	平成 14 年度		地籍簿	

### 熊本県公告第698号

砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 15 条の規定に基づき、平成 15 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成 15 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する期日
  - 平成 15 年 11 月 7 日 (金)
- 2 試験を実施する場所
  - 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
  - 熊本県庁本館 13 階会議室
- 3 受験願書提出期間
  - 平成15年10月7日(火)から平成15年10月24日(金)まで(県の休日を除く。) なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 4 受験願書の提出先
  - 熊本県商工観光労働部工業振興課資源班
  - 熊本市水前寺六丁目 18番1号
- 5 試験科目及び試験時間
  - 試験は、筆記試験によるものとする。
  - (1) 試験科目
    - ア 砂利の採取に関する法令
    - イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含

む。)

- (2) 試験時間
  - 試験開始は、午前10時とし、試験時間は、2時間とする。
- 6 提出時間
  - (1) 業務主任者試験受験願書(願書は、熊本県商工観光労働部工業振興課資源班に請求すること。)
  - (2) 写真(縦12センチメートル、横8センチメートルとし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
- 7 受験手数料

8 千円

受験願書に8千円分の熊本県収入証紙をはり、納付すること。

熊本県公告第699号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づき平成15年4月24日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第3シルクビル

熊本市大江四丁目2番3号

2 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 熊本県商工観光労働部商工政策課 平成15年10月6日から平成15年11月5日まで

| MX 13 + 10 /1 0 | M 9 | MX 13 + 11 /1 3 | X C

熊本県公告第700号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づき平成15年4月24日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊本城屋

熊本県熊本市下通一丁目3番10号

2 市町村意見の概要

届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成 15 年 10 月 6 日から平成 15 年 11 月 5 日まで

### 登載依頼

### 熊本県産業廃棄物税制検討会議公告第3号

第4回熊本県産業廃棄物税制検討会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 15 年 10 月 6 日

熊本県産業廃棄物税制検討会議座長 竹内 重年

1 開催日時

平成 15 年 10 月 14 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県庁行政棟本館5階 審議会室